

知的財産推進計画 2019
(2019年6月21日 知的財産戦略本部決定)
～関連部分抜粋～

④ デジタルアーカイブ社会の実現
(現状と課題)

我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化する取組は、文化の保存・継承の基盤となるだけにとどまらず、多様なコンテンツの融合の場として活用することにより新しいコンテンツを生み出したり、国内外への発信によりインバウンドの促進や海外における日本研究を活性化することにもつながるものである。

デジタルアーカイブが日常的に活用される社会を実現するためには、コンテンツに関する所在情報等のメタデータに簡単にアクセスでき、利活用しやすいよう二次利用条件が整備されるとともに、肖像権やプライバシーなどとデジタルアーカイブ振興との調和についての検討が求められる。

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会では、様々な分野におけるデジタルアーカイブ構築の具体的な取組について工程表を決定するとともに、デジタルアーカイブの構築・利活用に係る実務的な課題について議論を行ってきた。その結果、デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について中間まとめを行ったが、今後、これを普及することにより、デジタルアーカイブの利活用が促進されることが期待される。また、2019年2月、国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ」の試験版を一般公開したが、今後は、2020年の本格運用を目指し、さらに改善を進めていくこととしている。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪万博を見据え、インバウンドの促進や海外に対する日本文化の発信力の強化に資するため、デジタルアーカイブの多言語化や、多様な分野、地域の文化資源等のデジタルアーカイブとの連携を推進することが期待される。

(施策の方向性)

- デジタルアーカイブの構築・利活用の推進や連携を図るため、また、ジャパンサーチの本格公開に向けた機運醸成を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う。

(短期) (内閣府、国立国会図書館¹、関係府省)

- 関係省庁と連携しながら、デジタルアーカイブの利活用モデルの検討や課題

¹ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、デジタルアーカイブに関する施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っていることから、便宜上、本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

の整理、長期利用保証の在り方の検討、つなぎ役の役割や分担の明確化、ジャパンサーチ本格公開後の運営体制などの検討を行う。

(短期、中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年の大阪万博に向けて、デジタルアーカイブを海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。

(短期) (文部科学省、関係府省)

- メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。

(短期) (文部科学省)

- マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場とする。

(短期、中期) (文部科学省、関係府省)

- 全国の大学等研究機関の人文学術情報を集約し、人文学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を行う。

(短期、中期) (文部科学省)